

第155回奈良県都市計画審議会

平成27年2月3日

1.開催日時：平成27年2月3日（火）午後2時～午後2時45分

2.開催場所：奈良県新公会堂 会議室3

3.出席者

委員：斎藤会長、塚口委員、岩崎委員、磯田委員、松谷委員、富永委員（代理）、
曾根委員（代理）、関委員（代理）、土屋委員（代理）、森委員（代理）、
羽室委員（代理）、上田委員、田中委員、岩田委員、森川委員、太田委員、森下委員、
平井委員、西川委員、中西委員

4.公開状況：傍聴者0名

5.議案：第1号議案 大和都市計画下水道の変更

報告：大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率の変更について

【斎藤会長】 斎藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には大変お忙しい中、きょうは節分の日でございますが、また大変寒い中ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。どうぞ忌憚のないご意見、ご提言、ご質問をいただければと思います。

それでは、ただいまから第155回奈良県都市計画審議会の議事に入りたいと存じます。

まず、本日の議事録署名者ですが、私のほうから指名させていただきます。塚口委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより議案の審議に入りますので、撮影等のご遠慮いただきたいと思います。

本日の議案はお手元に配付しておりますとおりでございます。審議事項が1件でございます。第1号議案、大和都市計画下水道の変更について、ご審議をお願いします。議案の中身につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、第1号議案、大和都市計画下水道の変更について説明させていただきます。

私は奈良県県土マネジメント部下水道課、吉田と申します。よろしく申し上げます。

本日ご審議いただきたい内容といたしましては、既に都市計画決定がなされております

大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道の2つの流域下水道の統合です。今回、この2つの流域下水道を統合して、大和川上流・宇陀川流域下水道に変更することについてご審議をお願いします。

説明は、初めに下水道事業の種類について、2番目に奈良県流域下水道の概要、3番目に宇陀川流域下水道のあり方について、最後に都市計画の変更という順で説明いたします。

それでは、下水道事業の種類について説明いたします。

下水道の種類としては大きく分けて2種類あります。1つは流域下水道で、もう1つは単独公共下水道です。流域下水道は2つ以上の市町村の下水を処理するもので、県と市町村が事業主体となり、運営は県が行います。それに対して、単独公共下水道は市町村が独自で処理場を設置し、下水を処理するもので、運営は市町村が行います。

こちらは下水道施設のイメージです。青の点線で囲まれているのが流域下水道で、県ではA市、B市、C市といった複数の市町村から出る下水を流域下水道の幹線によって流域下水道の終末処理場まで集めて処理を行います。それに対して、市町村は各家庭や事業所から排出される下水を流域下水道幹線に接続させるまでの管渠の設置、管理を行います。

続いて、単独公共下水道について説明いたします。緑の点線で囲まれているのが単独公共下水道です。家庭や事業所から排出される下水を集めるため、管渠と終末処理場を設置し、処理を行う下水道です。

こちらは奈良県内の下水道の一覧を示しております。県が行っております流域下水道は大和川上流流域下水道の第一処理区と第二処理区、宇陀川流域下水道の宇陀川処理区、吉野川流域下水道の吉野川処理区、3流域4処理区で事業を実施しております。

一方、市町村が行っております単独公共下水道につきましては、奈良市で4処理区、生駒市で2処理区、山添村と天川村でそれぞれ1処理区、2市2村8処理区で事業を実施しております。

続きまして、奈良県の流域下水道の概要について説明いたします。

奈良県は北西部に大和川流域、北東部に宇陀川が流れている木津川流域があります。また、中流部に紀の川流域、南部に熊野川流域と、大きく4つの流域に分かれています。このうち県では、大和川流域で大和川上流流域下水道、木津川流域で宇陀川流域下水道、紀の川流域で吉野川流域下水道と、3つの流域で流域下水道事業を実施しております。

この中で今回統合しようとしておりますのは、同じ大阪湾流域にある大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道でございます。

大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道は同じ大阪湾の流域にあるということについて説明いたします。

この図は近畿地方を示した図で、こちらが琵琶湖で、こちらが大阪湾です。黒い線で大阪湾の流域を示しておりまして、この流域内の水は全て大阪湾に流れております。また、奈良県の大和川流域は緑の線、奈良県の木津川流域は赤い線で示しております。大阪湾の流域内の下水道整備に関しましては、大阪湾の水質保全を目的として、国において大阪湾流域別下水道整備総合計画という計画を策定しております。これを上位計画として、県では大和川流域と木津川流域の下水道の整備に関する計画を策定しております。そのため、大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道は大阪湾の流域の一部として、大阪湾の水質保全という同じ役割を担っております。

それでは、各流域内の流域下水道事業について説明いたします。

まず、大和川流域にございます大和川上流流域下水道の概要について説明いたします。

大和川流域につきましましては、降水量が少ない、山地面積が少ない、都市化が進展といった大きく3つの特徴がございます。降水量につきましましては、年平均降水量が約1,300ミリと全国平均の1,700ミリに比べて少なく、また、山地面積についても、流域に占める山地面積の割合が約35%と、全国平均の70%に比べ半分程度と少なくなっています。また、都市化が進んだことで、県面積の約2割に当たる大和川流域内に奈良県人口の約9割が集中しております。このため、流域の保水力が低く、平常時は河川水量が少なくなっております。そこへ河川の汚れの原因となる生活排水や産業排水など、大和川に集中することにより、大和川の水質が悪化してまいりました。

なお、大和川の水質につきましましては、全国一級河川水質ランキング公表が始まった昭和47年から平成21年までの間、大和川は全国のワースト3の常連となっております。そこで、奈良県では水質汚濁の防止を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指し、昭和45年に流域下水道事業に着手し、昭和49年に供与を開始しております。

こちらは大和川上流流域下水道の第一処理区の概要を示しております。昭和46年に都市計画決定を行い、現在、関係市町村はおおむね大和川の右岸に位置する6市8町で、こちらの図の黄色で示している箇所が下水処理の対象区域です。計画処理人口につきましましては72万6,600人、下水道普及率は平成25年度末で84.3%となっております。こちらの図の赤で示しておりますのが下水処理場で、奈良県浄化センターと呼んでおります。

続きまして、こちらは大和川上流流域下水道第二処理区の概要を示しております。昭和

53年に都市計画決定を行い、現在、関係市町村はおおむね大和川の左岸に位置する5市5町1村で、こちらのピンク色で示している箇所が下水処理の対象区域です。計画処理人口は43万1,800人、下水道普及率は平成25年度末で73.3%となっております。こちらの図の赤で示しておりますのが下水処理場で、奈良県第二浄化センターと呼んでおります。

こちらは下水道普及率と大和川の水質の推移を示したグラフです。緑色の折れ線グラフが河川水質の指標であるBOD平均値の推移で、オレンジ色の棒グラフが下水道普及率の推移です。こちらの図にはございませんが、昭和45年に過去最も悪い水質であるBOD21.4を記録していましたが、下水道の普及に伴って水質改善が進み、平成20年以降は水質環境基準レベルであるBOD5をクリアしております。

続いて、木津川流域にございます宇陀川流域下水道について説明させていただきます。

宇陀川流域の特徴ですが、1つは奈良県営水道の貴重な水源である室生ダムがあり、奈良県民の水がめとして重要な役割を担っております。2つ目の特徴としましては、京阪神のベッドタウンとして宅地開発が進み、また、地場産業である皮革産業が古くから行われております。このような特徴から、生活排水や産業排水等により、宇陀川及び室生ダムの水質の悪化が進み、昭和49年ごろには水道水から異臭味がするという被害が発生しております。そこで、県営水道の水源を守るため、昭和55年に流域下水道事業に着手し、昭和62年に供用化しております。ちなみに、宇陀川流域下水道の計画人口は流域下水道の採択基準を満たしておりませんでした。水道用水の取水量が日常10万立米以上ということで、流域下水道として採択されております。

こちらは宇陀川流域下水道の概要を示しております。昭和55年に都市計画決定を行い、関連市町村は供用開始当初は榛原町、大宇陀町、菟田野町の3町でありましたが、市町村の合併に伴い、現在は宇陀市1市となっております。こちらの図の緑色で示している箇所が下水処理の対象区域となっております。計画処理人口は1万7,095人、下水道普及率は平成25年末で59.2%となっております。こちらの赤で示しておりますのが下水処理場で、宇陀市榛原にある奈良県宇陀川浄化センターにおいて下水を処理しております。宇陀川浄化センターは室生ダムの上流部にあり、室生ダムの水質保全に大きく寄与しております。

こちらは下水道の普及率と宇陀川の水質を示したグラフです。こちらのグラフからもわかりますように、下水道の普及に伴って、河川の水質の改善が進んでおります。

続いて、宇陀市における市町村合併について説明いたします。現在の宇陀市は平成18年1月1日に大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村の4町村が合併して誕生しました。これによって、大宇陀町、菟田野町、榛原町の3町を対象として実施しておりました宇陀川流域下水道が宇陀市のみを対象とした流域下水道へと変わっております。

初めに説明しましたが、流域下水道は2つの市町村以上を対象とするものでありますが、宇陀川流域下水道は市町村合併に伴い、宇陀市1市を対象とする下水道となりました。現在、合併特例法による特例措置として10年間は流域下水道とみなして運用しておりますが、このままの状況であれば平成28年4月1日以降は単独の公共下水道として宇陀市に移管することになります。そのため、宇陀川流域下水道をこのまま単独の公共下水道として宇陀市へ移管するのか、また、これまでと同様、流域下水道として存続させるのかを検討してまいりました。

続きまして、宇陀川流域下水道のあり方について説明いたします。

奈良県では奈良県営水道、流域下水道とも、県一体として運用しているという全国的にも珍しい特性がございます。それは奈良県の水道事業が大きく関係しております。県営水道の水は約3分の1を宇陀川流域の室生ダム、残りの3分の2を吉野川から取水しており、その両方の水が上水として流域の異なる大和川上流流域へと送られております。つまり、大和川流域の住民も宇陀川や吉野川流域下水道の受益者であると言えます。

このため、流域下水道の供用開始当初から関係市町村同意の上で、下水道の管理にかかる費用を流域ごとではなく県一体として運用するために、同一負担金単価、同一会計を採用しております。

流域下水道の運用についてですが、先ほども述べましたとおり、これまで大和川上流、宇陀川、吉野川の3流域下水道を同一負担金単価、同一会計で一体的に運用してまいりました。このような県の関与による一体的な運用によって、スケールメリットの効果を最大限に発揮しております。この取り組みによる効果としまして、人材や経費の効率化による効率的な流域下水道の運用や、県営水道の水源及び河川の水質保全が挙げられます。

効果の1つ目である効率的・効果的な流域下水道の運用について説明いたします。3流域で運用しております流域下水道について、広域的・集約的運用により、人材や経費の効率化を図るため、県では流域下水道センターを設置し、処理施設の建設と維持管理を一括して実施しております。具体的には、4つの処理場の事業の調査、設計から入札手続、工事管理、工事の竣工まで、流域下水道センターで一括して実施するなどして、人材の効率

化を図っております。また、分析機器の共通利用や汚泥処分や薬品の一括発注により、経費の効率化を図っております。

効果の2つ目ですが、3つの流域下水道を一体的に運用することによって、水道水源及び河川水質の保全を継続的かつ安定的に実施しております。

これらのことを踏まえて、宇陀川流域下水道の今後の運営について整理しますと、まず、宇陀川流域下水道の主な目的の1つに奈良県営水道の水がめである室生ダムの水質保全があります。次に、運営主体については、宇陀川流域下水道の設置の経緯及び室生ダムの水質保全のためには、引き続き県が運営していく責任があると考えています。

このため、奈良県の考え方としては、室生ダムや河川の水質を継続的に保全するためには、現状の同一負担金単価、同一会計で流域下水道を一体的に運用することが最善と考えております。

また、こちらの図で初めに説明しましたが、大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道の上位計画はどちらも大阪湾の水質保全という同じ目的を有しております。このような県の考えのもと、国へ相談を行ったり、また、他府県の事例についても調査を行いました。市町村合併により宇陀川流域下水道と同様の問題を抱えるのは、全国に宇陀市を除き11市あり、そのうちの3市が流域下水道の統合により、引き続き流域下水道として県で運営している事例がありました。

結論といたしましては、引き続き室生ダムや河川水質の保全を行うために、大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道を統合させることが望ましいと考えられますので、そのため、今回の都市計画の変更が必要となりました。

それでは、都市計画の変更について説明いたします。

お手元の議案書にも記載しておりますが、都市計画の変更理由について説明いたします。

現在、県では大阪湾流域において2流域下水道3処理区で事業を進めているところがございます。今回の変更は、流域下水道の役割として期待されている広域的水質保全の観点から、県の一体的管理により、同じ大阪湾流域にある大和川上流流域、宇陀川流域の水質保全を図るため、大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道を統合して1流域下水道3処理区とするものです。また、宇陀市につきましては、市町村合併の際、旧町村ごとに設置されていた地域自治区が平成23年3月31日をもって廃止されましたので、下水管渠及び処理場、ポンプ場の位置の住居表示の変更を行います。

流域下水道の都市計画の決定の内容といたしましては、下水道の名称、排水区域、下水

管渠、その他の施設として処理場、ポンプ場について定めることとされております。今回の変更では、流域下水道の統合に伴って、下水道の名称を変更し、排水区域、下水管渠、処理場、ポンプ場については計画の統合を行います。また、宇陀市分については、下水管渠、処理場、ポンプ場の位置の住居表示を変更いたします。

下水道の名称ですが、現在都市計画決定がされております大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道を統合しまして、大和川上流・宇陀川流域下水道に変更します。

続いて、排水区域の変更です。大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道の計画を1つに統合しておりまして、一番下の備考欄に宇陀川処理区と書いております1行が宇陀川流域下水道分で、それ以外は大和川上流流域下水道分でございます。

続いて、下水管渠の変更です。こちらも2つの流域下水道の計画を1つに統合しておりまして、備考欄に宇陀川処理区と書いております下から3行が宇陀川流域下水道分で、それ以外は大和川上流流域下水道分でございます。宇陀川処理区の芳野川幹線、大宇陀幹線、放流幹線につきましては、住居表示を変更しております。

続いて、処理場、ポンプ場の変更です。こちらも2つの流域下水道の計画を1つに統合しておりまして、備考欄に宇陀川処理区と書いております菟田野ポンプ場、大宇陀ポンプ場、奈良県宇陀川浄化センターが宇陀川流域下水道分で、それ以外が大和川上流流域下水道分でございます。宇陀川処理区の菟田野ポンプ場、大宇陀ポンプ場、奈良県宇陀川浄化センターにつきましては、住居表示を変更しております。

以上のように、今回の統合は下水道の管などをつないだりする施設の統合ではなく、計画上の統合であります。

これまでの都市計画の手続の流れですが、平成26年10月28日から12月3日までの間、関係24市町村に意見照会を行いました。本件についての意見はございませんでした。本件についての意見ではありませんが、奈良市から単独公共下水道の流域下水道への編入要望の意見がありました。都市計画案の公告・縦覧につきましては、平成26年11月12日から26日まで行いましたが、意見書の提出もございませんでした。

今後のスケジュールですが、本日の都市計画審議会でご承認をいただいた場合、平成27年4月1日より事業計画の変更及び奈良県流域下水道条例を改正いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。

議案の内容につきまして、以上のとおりでございます。本件につきまして、ご意見ある

いはご質問等があれば、ご発言をお願いいたします。

太田委員、どうぞ。

【太田委員】 ご説明ありがとうございました。

大和川上流流域と宇陀川流域との統合ということでご説明をいただきました。県としても流域の水質の環境ということで、これを保全していかなければならないということでお話がございました。各市町村のほうで、下水道の普及率の問題などに取り組まれていると思うんですけども、先ほど普及率とまたそれぞれの市町村で接続率などが問題になっているかと思うんですけども、今回統合されるということで、水質の向上ということに触れられておりましたけれども、第一義的にはこの点については市町村で行っていくことかと思うんですが、今回統合するに当たって、県のほうとして、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

【斎藤会長】 いかがでございましょうか。お願いいたします。

【事務局】 下水道課長の上平と申します。説明させていただきます。

普及率、接続率についてのという質問でよろしいでしょうか。

普及率につきましては、基本的には市町村が行っていただくわけですが、その中で先の12月議会で質問いただいた各市町村固有の問題点がやっぱりあるんじゃないかと。あと、接続率に関してもどのようにやっていけばいいかとかいう話を12月議会でもさせてもらったんですけども、今年1月に各市町村の課長を集めまして、例えば接続に対する、接続が古いのかその説明もさせていただきましたし、ほかにどのような方法がないかという話もさせていただきました。今後もこういう形で皆さん集まっていただいて、いろいろな問題とかもこれから話をしていきたいと思いますということで、そういう会を持たせてもらいました。今後もそういう形で定期的に続けていこうとは思っております。そのことによって、市町村固有の問題点とか、その辺も各市町村のいいところを吸収できて、うまく情報が皆さんに伝わるかなと思っております。

以上でございます。

【太田委員】 ありがとうございました。

例えば、普及率を上げる際に、下水を通したいんだけど、私有地を通らなければならないとか、そういったいろいろなそれぞれ市町村の持っている悩みとか課題とかがあるということでございますので、先ほど市町村を集めてお話し合いをされたということでは

ので、今回、統合することとそのことが直接結びつくかなということもあるかと思うんですけども、より一層、水質向上という点では取り組みを進めていただきたいと思いますので、要望だけしておきます。

以上です。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。

今回の案件は3つの流域下水道の一体的な運用の案件ですが、先ほど非常に丁寧に説明していただきまして、非常によく理解できました。同一負担金単価、同一会計にすることによって、スケールメリットの追求ができる。それによって経済効率性が上がるし、また、県民の負担の公平化にも資するということで、県による運営をしたいという案件だったわけですけども、ご説明の中身とただいまのご質問はつながると思います。この案件の実現によって、接続率とか普及率が上がる方向に行くだろうと解釈したんですが、その辺はいかがですか。

【事務局】 普及率が上がるかということに対して、方向性としては、逆にそういう形で統合は進めていきたいと思っております。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。ご要望が出されましたので、ぜひ県のほうでも検討をよろしくお願いいたします。

いかがでございましょうか。何かご発言ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに特にご意見、ご質問ないようでございますので、質疑を終了し、お諮りいたします。

本議案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【斎藤会長】 ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては原案どおり承認されました。どうもありがとうございました。

それでは、続いて、総務課として事務局から報告事項が1件ございます。

大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の数値の変更についてご説明させていただきます。

奈良県建築課の梶岡といいます。よろしくお願いいたします。

はじめに、市街化調整区域の容積率等につきまして、建築基準法では、黄色の部分です

が、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し、当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるものと規定されております。建ぺい率、それから建築物の各部分の高さを示します道路斜線制限、隣地斜線制限につきましても同様に規定されているものでございます。この規定に基づきまして、本日、本審議会に諮らせていただくものでございます。

続きまして、報告となっております経緯についてご説明させていただきます。

奈良県では既存集落の活性を図るために、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を平成17年1月に施行し、指定されたところは住宅等の立地を可能としているところでございます。

一方、市街化調整区域の容積率、建ぺい率、各部分の高さについては、一般的に容積率が400%、建ぺい率が70%、道路斜線勾配が1.5、隣地斜線勾配が2.5といったような数値が指定されております。

ところが、区域指定されました地域にありましては、住宅等の立地が可能となることから、地域の住環境を維持するために、市街化区域の第一種住居地域の数値でございまして、容積率200%、建ぺい率60%、道路斜線勾配1.25、隣地斜線勾配1.25といったような数値に区域指定と同時に変更し、その後の都市計画審議会へ報告するということにつきまして、平成16年度第133回都市計画審議会でご了承をいただいているところでございます。これに基づきまして、本審議会に報告させていただくものでございます。

なお、この条例の区域指定は、市町村からの申し出に基づきまして、県が奈良県開発審査会の意見を聞いて指定しているところでございます。

今回、大和高田市と田原本町の2地区におきまして、容積率、建ぺい率等を変更しました。大和高田市の区域が26年10月7日、田原本町が同年10月31日に変更したということでございます。

大和高田市の大谷地区でございます。近鉄大和高田駅から北西へ1.7キロほど行ったところでございます。詳細図でございます。赤で囲まれた区域で、区域面積が約5.8ヘクタールでございます。

同じく、田原本町の大網地区でございます。近鉄田原本駅から西に2キロほど行ったところでございます。詳細図でございます。赤で囲まれた区域で約12.8ヘクタールという規模でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【斎藤会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして議案の審議及び事務局からの説明を終了させていただきます。

皆様には円滑な議事の進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、会議の進行を事務局に戻します。

【事務局】 斎藤会長、どうもありがとうございました。出席の皆様、熱心なご議論をありがとうございました。

それでは、これをもちまして第155回奈良県都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。